

「予期せぬ妊娠等による支援が必要な妊産婦の効果的な支援プロセス等に関する調査研究業務一式」評価基準票

評価基準票

(価格点：技術点＝１：２、得点配分：価格点１００点、技術点２００点)

Ⅰ 価格点

価格点＝（１－入札価格／予定価格）×１００点

Ⅱ 技術点

評価項目	必須	評価基準	得点配分			採点欄	提案書 項番号
			基礎点	加点	合計		
1. 事業の目的、内容及び実施方法							
1-1	事業目的	○	・事業内容が本調査研究の目的と整合しているか。	10	－	10	A・E
1-2	事業内容		・事業内容が具体的かつ詳細か。	－	20	30	A・B・C・D・E
			・仕様書に示された内容以外に、本調査研究の目的に沿った取組が提案されているか。	－	10		A・B・C・D・E
1-3	実施方法		・アンケート調査及びヒアリング調査の実施方法及び分析方法について具体的な内容が提案されているか	－	10	30	A・B・C・D・E
			・アンケート調査は定量的な分析ができるように提案されているか	－	10		A・B・C・D・E
			・ヒアリング調査により定性的な分析ができるように提案されているか	－	10		A・B・C・D・E
1-4	事業計画	○	・事業実施計画は妥当かつ現実的なスケジュールとなっているか。	10	－	20	A・E
			・事業実施計画に事業を適切に実行する根拠（人員、手順、経験等）が示されているか。	－	10		A・B・C・D・E
2. 組織の経験・能力							
2-1	調査分析等業務の経験	○	・過去に予期せぬ妊娠/妊娠葛藤に関する事業又は調査研究に関する実績があるか。	10	－	30	A・E
			・過去に自治体や支援団体等に対してアンケート調査やヒアリング調査を実施した実績があるか。	－	20		A・B・C・D・E
2-2	組織としての調査実施能力	○	・調査結果等の情報管理体制は十分か。	10	－	30	A・E
			・疑義照会に対応できる体制が整っているか。		10		A・B・C・D・E
			・データ作成処理について、事務処理ミスが発生しないための対策を講じているか。	－	10		A・B・C・D・E
2-3	調査業務に当たっての情報処理・人員体制	○	・業務遂行のための必要な経営基盤を有し、バックアップの体制を含めた十分な人員が確保されているか。	10	－	10	A・E
3. 業務従事予定者の識見・能力							
3-1	妊産婦に関する識見		・妊産婦に関する識見を有しているか。	－	10	20	A・B・C・D・E
3-2	経理処理事務能力の適格性		・経理処理事務能力に関する識見を有しているか。	－	10		A・B・C・D・E

評価項目	必須	評価基準	得点配分			採点欄	提案書 項番号
			基礎点	加点	合計		
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標							
※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 ※内閣府共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。							
4-1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	下記のいずれかに該当するか。 10点：プラチナえるぼし 8点：3段階目（認定基準5つ全てが○となっている） 6点：2段階目（認定基準5つのうち3～4つが○となっている） 4点：1段階目（認定基準5つのうち1～2つが○となっている） 2点：行動計画を策定している 0点：認定を受けていない ※ 就労時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。				0・2・4・6・5・10	
4-2	次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	下記のいずれかに該当するか。 10点：プラチナくるみん ※1 6点：くるみん（令和4年4月1日以降の基準）※2 6点：くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日の基準）※3 6点：トライくるみん ※4 4点：くるみん（平成29年3月31日までの基準）※5 0点：認定を受けていない ※1 次世代法第15条の2の規定に基づく認定 ※2 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※3 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（※5の認定を除く。） ※4 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定	－	10	10	0・4・6・10	
4-3	青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定企業	下記のいずれかに該当するか。 8点：ユースエールの認定を受けている 0点：認定を受けていない				0・8	
5. 従業員への質上げを表明した企業等に関する指標							
5-1	質上げを表明した企業等に対する加点（大企業）	事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること	－	10	10	0・10	
5-2	質上げを表明した企業等に対する加点（中小企業等）	事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること					
					計	/200	

Ⅲ 評価方法

(1) 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。Eの評価となった場合は、他の評価にかかわらず失格となる。

(2) 加算点評価（評価項目4及び5を除く）

加算点は、技術提案書が各評価項目の要件を満たし、かつ、具体的な提案内容となっているか、特に有益と考えられる、実現が期待できる等の観点に沿って、以下の基準により項目ごとに配分された加点の範囲内で評価を行う。

- A：非常に有用な提案がなされている（豊富にある、大きく貢献する、十分備わっている等）……………10点又は4点
- B：有用な提案がなされている（ある、貢献する、備わっている等）……………7点又は3点
- C：提案がなされている（標準、普通）……………5点又は2点
- D：劣る提案がなされている（足りない、貢献がやや乏しい、やや備わっていない等）……………3点又は1点
- E：特に劣る提案がなされている、提案がなされていない（ほとんどない、ほとんど貢献しない、ほとんど備わっていない等）0点